

改正案	現行
<p>(特例) 第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第五号までにおいて「外国向け陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(特例) 第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第六号までにおいて「外国向け陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>六 別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物(七)から(十)までに掲げる貨物に係る部分に限る。)のうち、当該貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定めるもの(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を輸出しようとするとき(別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも(別表第三の二に掲げる地域を仕向地として</p>

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三五の三の項（一）及び（六）並びに三七から四五までの項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては経済産業大臣が告示で定めるもの）に限り、同表の四二の項の中欄に掲げる貨物にあつては向精神薬であつて麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の十一第二号の規定に該当する者が輸出するものを除く。）については、この限りでない。

一〜三（略）

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合、一時的に輸入して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3・4（略）

別表第一（第一条、第四条関係）

一	貨物	地域
（略）		（略）

輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも該当しないときに限る。

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三五の三の項（一）及び（六）並びに三七から四五までの項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては経済産業大臣が告示で定めるもの）に限り、同表の四二の項の中欄に掲げる貨物にあつては向精神薬であつて麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の十一第二号の規定に該当する者が輸出するものを除く。）については、この限りでない。

一〜三（略）

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合、一時的に輸入して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3・4（略）

別表第一（第一条、第四条関係）

一	貨物	地域
（略）		（略）

三の二	四	五	六	・七 八
	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) 無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 (三) (十八の二) (略) (十九) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計 (二十) (二十六) (略)	(略)	次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (八) (略) (九) 絞りスピニング加工機	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

三の二	四	五	六	・七 八
	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) 無人航空機 (三) (十八の二) (略) (十九) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計 (二十) (二十六) (略)	(略)	次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (八) (略) (九) 絞りスピニング加工機又はしごきスピニング加工機(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

九	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(五の四) (略) (五の五) 無線通信傍受装置又はその部分品 (六) (一)から(三)まで若しくは(五)から(五の五)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品 (七)～(十一) (略)	(略)
一一	次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(三) (略) (四) ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはこれらの部分品又は航空機用の高度計 (四の二)・(五) (略)	(略)

九	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(五の四) (略) (新設) (六) (一)から(三)まで若しくは(五)から(五の四)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品 (七)～(十一) (略)	(略)
一一	次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(三) (略) (四) ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計 (四の二)・(五) (略)	(略)

<p>・ 一一 一三</p>	<p>一四</p>	<p>一五</p>
<p>(略)</p>	<p>(二)～(九) (略) (十) 簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置又はその部分品若しくは附属品であつて、<u>経済産業省令で定める仕様のもの</u> (一五の項の中欄に掲げるものを除く。) (十一) (略)</p>	<p>次に掲げる貨物であつて、<u>経済産業省令で定める仕様のもの</u> (一)～(四) (略) (四の二) <u>簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置</u> (五)・(六) (略) (七) <u>送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のレーダー又はその部分品</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(八)～(十) (略)</p>

<p>・ 一一 一三</p>	<p>一四</p>	<p>一五</p>
<p>(略)</p>	<p>(二)～(九) (略) (十) 簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置又はその部分品若しくは附属品であつて、<u>経済産業省令で定める仕様のもの</u> (十一) (略)</p>	<p>次に掲げる貨物であつて、<u>経済産業省令で定める仕様のもの</u> (一)～(四) (略) (新設) (五)・(六) (略) (七) <u>目標を自動的に識別する機能を有するレーダー若しくは送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のレーダー又はこれらの部分品</u> (四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(八)～(十) (略)</p>

一六	<p>(一) 次に掲げる貨物(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>1 (略)</p> <p>1の2 焼結磁石</p> <p>1の3 1の2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品</p> <p>2 1 (略)</p> <p>1 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品</p> <p>1 (略)</p> <p>(二) (略)</p>	(略)
----	--	-----

別表第三(第四条関係)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

別表第三の三(第四条関係)

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(十五)、八の項の中欄、九の項(一)若しくは(六)、一〇の項(一)

一六	<p>(一) 次に掲げる貨物(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 1 (略)</p> <p>1 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品</p> <p>1 (略)</p> <p>(二) (略)</p>	(略)
----	---	-----

別表第三(第四条関係)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

別表第三の三(第四条関係)

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(十五)若しくは(十六)、八の項の中欄、九の項(一)若しくは(一)

一)、(二)、(四)、(六)、(七)、(九)若しくは(十)
一)、一二の項(一)、(二)、(五)若しくは(六)若しく
は一三の項(五)に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示
で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物

六)、一〇の項(一)、(二)、(四)、(六)、(七)、(八)
九)若しくは(十一)、一二の項(一)、(二)、(五)若し
くは(六)若しくは一三の項(五)に掲げる貨物であつて、経
済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲
げる貨物